平成25年度

市街地整備課関係予算概要

平成25年3月

国土交通省都市局市 街地 整備課

り

	^፲ 成25年度予算総括	
1.	平成25年度予算の基本方針	1
2.	平成25年度市街地整備課関係予算総括表	3
3.	新規・拡充事項	
〔地	域活性化〕	
(1) 地方都市リノベーション事業(都市再生整備計画事業の拡充)	4
[エ	ネルギー・環境〕	
(2) 先導的都市環境形成促進事業の拡充	5
)集約都市開発支援事業の拡充	
) 防災・省エネまちづくり緊急促事業の拡充	
(5)都市再生整備計画事業の拡充	7
〔国	際競争力の強化〕	
(6) 国際競争拠点都市整備事業の拡充	8
Ⅱ. 東	『日本大震災からの復興等の推進	
復興	に向けたまちづくり	9
)都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)	
(2) 道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))	11
(3)津波復興拠点整備事業	11
(4) 市街地再開発事業(災害復興市街地再開発事業)	12
(5) 市街地液状化対策事業	12
(参	考) 東日本大震災復興交付金	13
(参	考)市街地復興効果促進事業	14
皿. 予	。 5算制度概要	
	社会資本整備総合交付金	
2.	土地区画整理事業に係る予算制度	18
3.	市街地再開発事業等に係る予算制度	22
4.	都市再生整備計画事業	25
5.	集約都市開発支援事業	27
	先導的都市環境形成促進事業	
	国際競争拠点都市整備事業	
	都市再生総合整備事業	
	都市開発事業調査	
	集約都市形成支援事業	
	民間まちづくり活動促進事業	
	都市開発資金貸付金	
	地方債	
11	税制上の特例	40

I. 平成25年度予算総括

1. 平成25年度予算の基本方針

平成25年度予算においては「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づき、平成24年度補正予算とともに一体的に施策を実施し、中長期的な視野にたって、災害に強く成長力に富んだ国土の構築を図ることが求められている。

市街地整備事業においても、東日本大震災からの復興、地域の活性化、エネルギー・環境対策、都市の国際競争力強化に資する事業を重点的に実施するとともに、引き続き良好な都市環境の形成、安全・安心な市街地形成の取組を推進する。

【東日本大震災からの復興の推進】

東日本大震災の被災市町村では復興計画が策定され、土地区画整理事業等のまちづくり事業は熟度の高まったものから順次着手されているが、広範かつ甚大な被害を受けた市街地の復興にあたっては、取り組みの更なる加速化が求められている。引き続き、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)、 津波復興拠点整備事業及び市街地液状化対策事業等の実施を通じて、被災地のニーズにあわせた被災市街地の復興整備を強力に推進する。

本年3月には事業手法や事業区域の柔軟な見直し、事業の段階的実施等の工夫を織り込んだ住まいの復興工程表を公表し、また、事業の迅速化のため土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策に関する技術的助言を津波被災県等に周知したところであり、迅速な事業実施と被災地の一日も早い復興を推進する。

【地域の活性化・地方都市の再構築、コンパクトシティの推進】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して都市構造の集約化を実現することが必要となっている。

このため、特に地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を 図りつつ、中心市街地等において地域の生活に必要な都市機能が集積した魅力的な 拠点市街地が形成されるよう、**都市機能の適切な立地誘導**等を推進する。

【エネルギー・環境対策の推進】

都市活動に由来する温室効果ガスの排出の抑制等の喫緊の課題への対応として、 都市機能の集約化等による低炭素まちづくりの実現</u>に向けた取組を推進する。 また、東日本大震災を契機としたエネルギー利用効率化、自立分散型エネルギーシステム構築等に対する社会的要請を踏まえ、**エネルギー需給の面で自立した** 都市づくりを推進する。

【都市の国際競争力の強化】

成長著しいアジア各都市に比べ、経済社会における地位が急激に低下しつつある我が国の大都市において、国際競争力の強化は喫緊の課題である。

このため、交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発な国際的なビジネス拠点となる地域を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備について、引き続き重点的かつ集中的に推進する。

更に、国際競争力強化、防災機能の向上や都市環境の改善の観点から、国際物流の結節地域における**物流拠点の整備・再整備**を推進する。

【安全・安心な市街地形成】

防災上の課題を抱える密集市街地については、多くの隘路を抱えていることから、その整備・改善の速度の加速化が必要である。

このため、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築等により、 **密集市街地の解消を図る事業を引き続き重点的に推進**する。

【良好な都市環境の形成】

市街地においては歴史、文化、風土等の地域の個性を重視した美しい景観を形成することが求められている。<u>歴史的資産を活かした市街地整備</u>、土地区画整理事業における<u>美しい景観の形成</u>並びに、都市再生整備計画事業による<u>個性あふれるまちづくりを引き続き推進</u>する。

【市街地整備の方向性について】

○大街区化の推進

大都市の国際競争力の強化や地方都市の再生に向け、地域ポテンシャルを活かして都市機能の更新を図るため、細分化された土地を集約・整形して一体的敷地として有効利用し、街区を構成する区画道路等公共施設の配置や構造を再編する<u>大街区化</u>を引き続き推進する。

○既成市街地の再編

地方都市における既成市街地の再編にあたっては、規模や用途などを地域の経済状況・周辺環境を踏まえた内容とする<u>「身の丈にあった計画」</u>に誘導しつつ、 賑わいをもたらす都市機能の導入など、地域活性化の取組みを推進する。

2. 平成25年度市街地整備課関係予算総括表

(単位:百万円)

					倍率(A/B)	
区分						
	事業費	国費	事業費	国 費	事業費	国費
(一般会計)						
都 市 再 生 推 進 事 業	20, 635	9, 465	19, 881	8, 225	1.04	1. 15
都 市 再 生 総 合 整 備 事 業	1, 528	1,057	1,672	1, 174	0.91	0.90
都市再生区画整理事業	252	84	324	108	0.78	0.78
国際競争拠点都市整備事業	18, 855	8, 324	17, 885	6, 943	1.05	1.20
市街地再開発事業等	55, 188	3,010	59, 414	2,873	0.93	1.05
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	55, 188	3,010	59, 414	2,873	0.93	1.05
都 市 開 発 事 業 調 査 等	448	448	448	448	1.00	1.00
(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)						
土 地 区 画 整 理 事 業	828	414	1, 368	684	0.61	0.61
(社会資本整備事業特別会計業務勘定)						
用 地 先 行 取 得 資 金 融 資	1, 485	0	1, 734	0	0.86	_
土地区画整理事業資金融資	4, 724	0	8, 998	0	0.53	_
市街地再開発事業等資金融資	4, 580	0	10, 330	0	0.44	_
(行政経費)						
先導的都市環境形成促進事業	2, 570	649	1, 501	773	1.71	0.84
都 市 環 境 形 成 促 進 調 査	83	83	209	209	0.40	0.40
先導的都市環境形成促進事業費補助金	2, 487	566	1, 292	564	1. 92	1.00

- (注)1. 土地区画整理事業資金融資及び市街地再開発事業等資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額(この2分の1を国から地方公共団体に貸付け)、国費は一般会計からの繰入額である。
 - 2. 本表のほか、平成25年度国費として、
 - ①社会資本整備総合交付金 903,136百万円及び及び防災・安全交付金 1,045,953百万円があり、これらには地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額 591,774百万円が含まれる。
 - ②内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 80,971百万円がある。
 - ③東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費(下表)がある。

東日本大震災復興特別会計

(25年度国費、単位:百万円)

区分	復興	全国防災	計
東日本大震災復興交付金	591, 774		591, 774
社会資本整備総合交付金	44, 111	10, 278	54, 389
都市開発事業調査費	32		32

- ④土地区画整理事業調査及び市街地再開発事業等調査がある。
- ⑤コンパクトシティ形成支援事業 500百万円がある(まちづくり推進課、都市計画課、街路交通施設課 及び公園緑地・景観課所管分を含む。)。
- ⑥民間まちづくり活動促進事業 160百万円がある(まちづくり推進課、都市計画課及び公園緑地・景観課所管分を含む。)。

3.新規・拡充事項

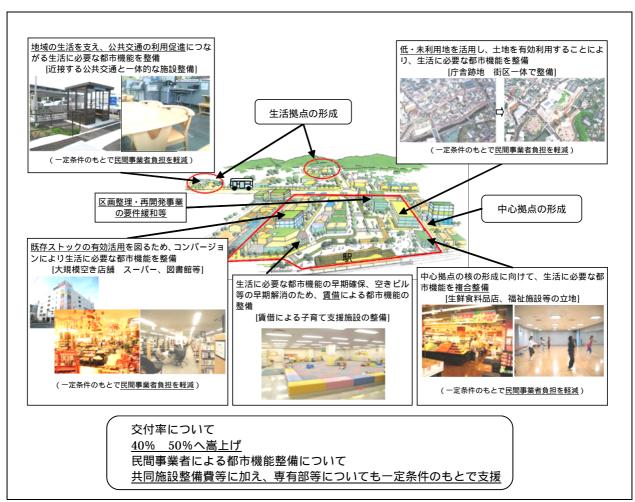
(地域活性化)

(1)地方都市リノベーション事業〔都市再生整備計画事業の拡充〕(平成24 年度補正)

地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域の生活に必要な都市機能(医療・福祉、商業等)の整備・維持を重点的かつ集中的に支援することにより地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進し、地域の活性化を図る。

地方都市リノベーション事業の実施にあたっては、単に都市機能の整備のみを行うことを目的とせず、整備する都市機能の効果的な活用などによる持続可能な都市構造への再構築を図るという観点から計画策定することが望まれる。

【地方都市リノベーション事業のイメージ】



(エネルギー・環境)

(2) 先導的都市環境形成促進事業の拡充

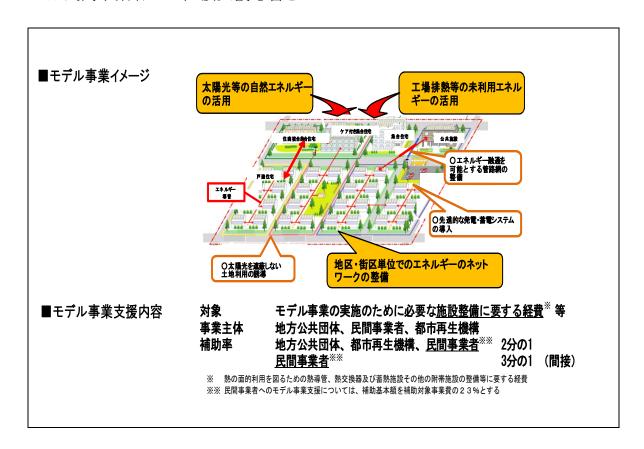
地球温暖化に対応した省 CO2 化、東日本大震災を契機としたエネルギー利用効率化、自立分散型エネルギーシステム構築等に対する社会的ニーズに対応するため、先導的都市環境形成促進事業の従来制度であるエネルギー面的利用推進事業に加え、地区・街区レベルにおいて、エネルギー需給の面で自立した都市づくりを推進するための支援メニュー「自立エネルギー型都市づくり推進事業」を創設。

エネルギー面的利用推進事業

地球温暖化や東日本大震災を契機とした未利用・再生可能エネルギーの活用へのシフトという社会的背景を踏まえ、太陽光や向上排熱等の活用促進を図るため、市街地整備の一環として、これらエネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築するための支援を実施。

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定された、地方公共団体が策定する「低炭素まちづくり計画」の区域内において、地方公共団体、民間事業者等が取り組むものについて支援を実施。

※民間事業者への直接支援も含む



自立エネルギー型都市づくり推進事業の創設

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域、又は低炭素まちづくり計画の区域内において、都市開発とあわせて融通(建物間のエネルギー融通)省エネ(建物の環境性能の向上)創エネ(未利用・再生可能エネルギーの導入)の取組を行う先導的な民間プロジェクト等について、各取組をパッケージとした一体的な支援を実施。

民間事業者への直接支援も含む

融通

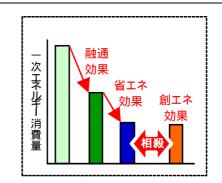
• 地区・街区における一次エネルギー消費量 (以下、消費量)をエネルギー融通により削減

省工心

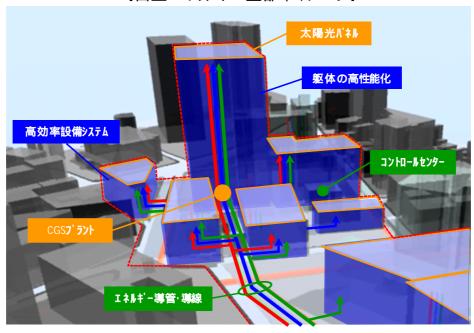
• 個別施設の環境性能向上により消費量を削減

創工本

• 削減後の消費量を未利用・再生可能エネル ギーの導入により賄う



【自立エネルギー型都市イメージ】



(3)集約都市開発支援事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「認定集約都市開発事業」に対する支援の強化を図るため、認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する『集約都市開発支援事業』の対象事業である、認定集約都市開発事業(優建型)及び認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)について、地域要件・区域面積要件を緩和する。

○認定集約都市開発事業(優建型)の拡充

	現行	拡充
地域要件	・3大都市圏の既成市街地等	
	・人口 10 万人以上の市の区域 等	認定集約都市開発事業(優建型)
区域面積	概ね1,000㎡以上(ただし、認定中心	<u> として実施する場合、区域面積要</u>
要件	市街地活性化基本計画の区域等で	件を概ね 500 ㎡以上に緩和
	は概ね 500 ㎡以上)	J

〇認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)の拡充

	現行	拡充
地域要件	中心市街地活性化基本計画の認定	一つ中の加土田の市米/草ミーギ
	を受けた地区	認定集約都市開発事業(暮らにぎ
区域面積	概ね 1,000 ㎡以上(ただし同一の再	型)として実施する場合、区域面
要件	生事業計画区域内で複数のコア事	
	業を行う場合等は 500 ㎡以上)	J

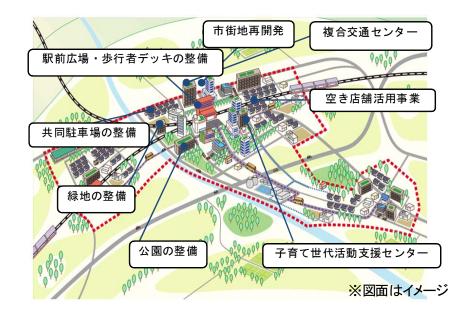
(4) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「認定集約都市開発事業」に対する支援の強化を図るため、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する際に国が特別の助成を行う「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の対象事業を拡充する。

		防災・省エネまちづくり 緊急促進事業				
		住宅部分 非住宅部分				
認定集約都市開発事業		-				
	再開発型	0	0			
	防街型	0	× → O (拡充)			
	優建型	0	0			
	住市総型	0	× → O (拡充)			
	暮らにぎ型	× → O (拡充)	× → O (拡充)			

(5) 都市再生整備計画事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する「低炭素まちづくり計画」に位置づけられた事業の円滑かつ迅速な実施により、都市の低炭素化を一層推進するため、一定の要件のもとで、都市再生整備計画事業による支援を強化する。(交付率の嵩上げ $40\% \rightarrow 45\%$)



(国際競争力の強化)

(6) 国際競争拠点都市整備事業の拡充

国際競争力強化、防災機能の向上や都市環境の改善の観点から、国際競争拠点都市整備事業を拡充し、国際物流の結節地域(特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等)において実施される、国際コンテナへの対応が可能な物流拠点の整備・再整備プロジェクトに対する新たな支援メニュー「国際競争流通業務拠点整備事業」を創設する。

※民間事業者への直接支援を含む



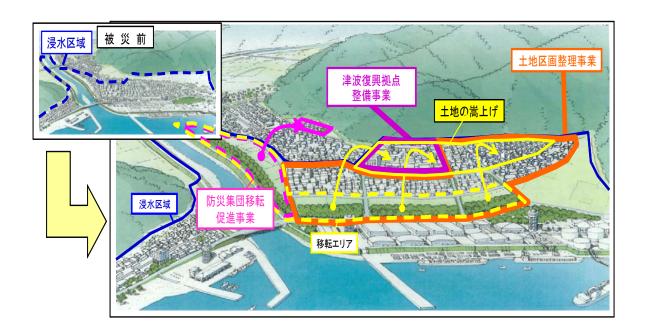
Ⅱ. 東日本大震災からの復興等の推進

復興に向けたまちづくり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの都市が津波による甚大な被害を受けた。この地震による津波の浸水区域面積は561Km (平成23年4月18日国土地理院公表)が確認され、また、地盤が軟弱な広域なエリアにおいて宅地の液状化被害も報告されている。

これらの被災を受け、東日本大震災復興対策本部において「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日付)が決定され、この基本方針には、その復興にあたっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い地域づくりを推進することとされており、津波や液状化等の被害にあった住民の安全・安心をどのように確保するかが復興まちづくり計画における重要な課題となっている。

基本方針に基づく復興の実現に向けては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の市街地整備事業の活用が検討されており、国土交通省では、平成23年度第3次補正予算において防災集団移転促進事業、土地区画整理事業等について必要な制度改正を行うとともに、新たに津波復興拠点整備事業を創設し、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、早期復興の実現と災害に強いまちづくりを強力に推進する。



(1)都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)

被災市街地の復興が円滑に進むよう、平成23年度第3次補正予算において、都市再生区画整理事業(緊急防災空地整備事業、都市再生事業計画案 作成事業及び被災市街地復興土地区画整理事業)を以下のとおり改正した。

※社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)は、Ⅲ2(1)②及び(2)②を参照

①緊急防災空地整備事業

東日本大震災により被災した地域において実施される土地区画整理事業を円滑かつ迅速に進めるため、被災した市街地の復興に資する土地区画整理事業が予定される地区において将来的に公共施設に充当する用地を取得し、防災空地として緊急に整備する緊急防災空地整備事業の施行地区要件等について拡充。

具体的には、東日本大震災の被災地における土地区画整理事業については、減価補償金地区だけでなく、通常の地区における地方公共団体による公共施設充当用地の買収についても支援対象(公共用地の増分の用地費の80%を限度)とし、地区外移転等の権利者の多様な意向に対応できるようにすることによって、円滑かつ迅速な被災市街地復興の事業の立ち上げを促進。

②都市再生事業計画案作成事業

都市再生事業計画案作成事業は、東日本大震災により被災した市街地の 復興に資する土地区画整理事業を予定する地区で行えるよう施行地区要件を 拡充。

③被災市街地復興土地区画整理事業

都市再生区画整理事業における被災市街地復興土地区画整理事業は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの復興に対応して創設された支援制度である。

今般の東日本大震災においては、津波及び液状化による被害が甚大であったことも特徴の一つであり、これらに対応するため平成23年度第3次補正予算において施行地区要件の拡充に加え、次のとおり被災市街地復興土地区画整理事業の拡充を図った。

- イ. 津波による被災が甚大な地域において、想定される既往最大津波に対して、防災上必要となる市街地の嵩上げ費用(津波防災整地費)を国費算定対象経費(限度額)に追加
- ロ. 従来から都市再生土地区画整理事業の国費算定対象経費(限度額)に計 上されていた防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費等を国費算定対 象費用(限度額)と交付対象費用に追加

(2) 道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画に位置付けられた 高台移転等に伴う道路整備(区画整理)を実施。

※社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)は、Ⅲ2(2)①を参照

(3) 津波復興拠点整備事業

平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災からの復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設*)を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設した。

※都市計画法に基づく都市施設であり、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められる場合に定めることが出来る。

①採択要件

東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画及び復興交付金事業計画の区域内において定められた一団地の津波防災拠点市街地形成施設。 但し、

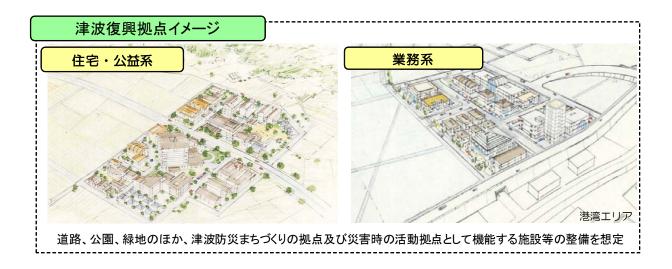
- イ.以下のいずれかを充たす市町村。
 - ・浸水により被災した面積が概ね20ha以上であり、かつ、浸水により被災した建物の棟数が概ね1,000棟以上であること
 - ・国土交通大臣が、イの要件と同等の被災規模であると認めるもの
- ロ. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、原則として1市町村あたり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20haまでとする。
- ハ. 平成27年度末までに着手した事業に限る。 (東日本大震災復興基本方針:集中復興期間5年間)

②交付事業者

地方公共団体

③交付対象事業

- イ. 津波復興拠点整備計画策定支援
 - 計画策定費
 - コーディネート費
- 口. 公共施設等整備
 - 地区公共施設整備(道路・公園・緑地・広場その他の施設)
 - ・津波防災拠点施設整備(津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設)
 - · 高質空間形成施設整備(植栽 · 緑化施設等)
 - ・津波復興拠点支援施設整備(地域活力の復興のための活動の拠点と なる施設)
- ハ. 用地取得造成



(4) 市街地再開発事業(災害復興市街地再開発事業)

東日本大震災により被災した市街地において、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を図るため、平成23年度第3次補正予算において、災害復興市街地再開発事業における特例を以下のとおり措置した。

①非常災害時補助率の適用

- 補助率:通常1/3 → 特例2/5
- ・適用期間:平成27年度末(平成28年3月31日)まで

②施行区域面積要件の緩和

通常原則10,000㎡以上 → 特例原則2,000㎡以上

③助成対象項目の拡充

・災害時に活用可能な集会所等の整備費、防災性能強化費等を交付対象に 追加

(5) 市街地液状化対策事業

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、 再度災害の発生を抑制するため、平成23年度第3次補正予算において、道 路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援すを市 街地液状化対策事業を創設した。

①都市防災推進事業(市街地液状化対策事業の創設)

イ. 交付対象事業

- 液状化対策事業計画案作成事業
- 市街地液状化対策推進事業

口. 施行地区

・液状化対策事業計画案作成事業 東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町、 その他、東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交 通大臣が認める市町村※

- 市街地液状化対策推進事業
 - 上記施行地区において、次の全ての要件を満たす地区
 - 一 液状化対策事業計画の区域内で行うもの。
 - 二 液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの。
 - 三 液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者の それぞれの3分の2以上の同意が得られているもの
 - 四 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われているものと認 められるもの。

ハ、液状化対策事業計画の策定及び液状化対策検討委員会の設置

市街地液状化対策推進事業を行おうとする者は、液状化対策事業計画を 策定するものとし、策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として 学識経験者等から構成される委員会を設置し同計画の内容について意見を 聴くものとする。

二. 交付率

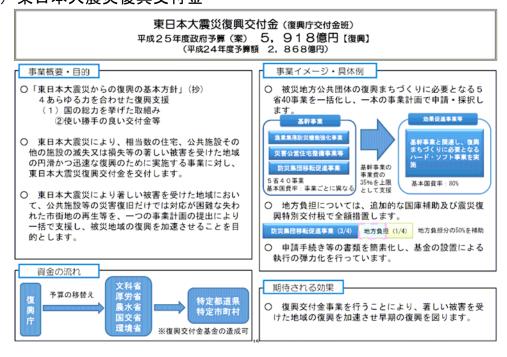
1/2

②都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業の拡充)

被災市街地復興土地区画整理事業として液状化対策事業計画に基づき実施 される液状化対策事業に対して支援。

※東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する特定市町村については東日本復興交付金により、当該特定市町村以外の市町村のうち東日本大震災による地盤の液状化により被害を受けた国土交通大臣が認める市町村において行われる事業については社会資本整備総合交付金(復興枠)により支援

(参考) 東日本大震災復興交付金



(参考) 市街地復興効果促進事業

<制度概要>

- ・東日本大震災復興交付金の基幹事業のうち面整備5事業※については、復興まちづくりの根幹をなす事業であり、これに関連する事業のニーズが高く、機動的かつきめ細かく対応する必要があることから、「一括効果促進事業」を創設(第2回配分)し、面整備5事業の事業費の20%を一括配分(市町村へ先渡し)。
- ・通常の復興交付金の配分に関するプロセスである事前の復興交付金事業計画 の提出・承認を不要とし、ポジティブ・リストに掲載された事業であれば、 機動的に事業実施が可能となった。
 - ※ 漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区 画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)、防災集団移転促進事業。なお、国 土交通大臣は、漁業集落防災機能強化事業以外の面整備4事業に関連して実施される 一括効果促進事業(**市街地復興効果促進事業**)の交付担当大臣である。

<制度改正>

- ・被災地から強い要望のある一括効果促進事業について、その使い勝手の更な る向上を図るため、ポジティブ・リストを拡充し実施可能な事業の拡大を図 るなど逐次改正を行っている。主な改正は次のとおり。
 - ✓事前協議制を廃止し、内訳書の提出で事業着手が可能(第4回配分)
 - ✔県への一括配分を創設(第5回配分)
 - ✔ポジティブ・リストの廃止(第5回配分)
 - : 内訳書を提出することで自治体の判断により幅広い事業実施を可能とした。ただし、ポジティブ・リストは引き続き例示として位置付けたうえで、事業費1億円を超えるもの、効果促進事業のネガティブリストに該当する可能性のあるもの等は、一括配分の対象とならない。

<実施可能な事業の例>

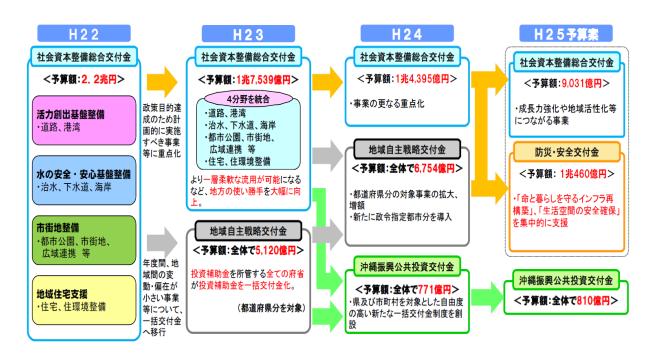
- 市街地整備のコーディネート費(調査費)や専門家派遣、合意形成支援(調査費)等の 市街地整備の促進に必要な調査事業
- 権利関係調整(調査費)、盛土環境整備(事業費)等の土地区画整理の促進に必要な事業
- ・ 生活・健康相談、巡回活動支援(調査費)、被災者向けコミュニティバス運行支援(事業費)等の被災者支援事業
- 防災行政無線や防災備蓄倉庫整備(事業費)、防災訓練(調査費)等の防災関連事業
- ・ 地元企業経営再建指導事業(調査費)、観光資源PR事業(調査費)等の産業立地、観光資源開発事業

Ⅲ. 予算制度概要

1. 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

(1) 社会資本整備総合交付金の変遷について

- ・平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、「社会資本整備総合交付金」を創設。
- ・平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、投資補助金を一括交付金化した「地域自主戦略交付金」を創設。社会整備総合交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動、偏在が小さい事業等について一括交付金へ移行。
- ・平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額するとともに、政令指定都市に一括交付金を導入。また、沖縄分については、として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金である「沖縄振興公共投資交付金」を創設。
- ・平成25年度当初予算案においては、「防災・安全交付金」により、インフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援(地域自主戦略交付金は廃止)。



(2) 社会資本整備総合交付金

①基本的な仕組み

- ・地方公共団体等は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、目標や目標実現の ための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成、国に提出。
- ・国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して計画単位で交付金を交付。 個々の箇所付けは計画に位置付けられた事業等の範囲内で地方公共団体等が 自由に充当。
- ・基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創 意工夫を生かして実施可能。
- ・計画内の事業相互間であれば流用手続きは不要。事業の進捗に応じて、交付 済みの交付金の返還や繰越の手続きをすることなく、地方公共団体等が各年 度の国費率を調整することが可能。(国の負担等割合が個別の法令等に規定 ある場合を除く)
- ・地方公共団体等が自ら設定した目標について、計画期間終了後に事後評価・ 公表を行う。

②交付対象事業

イ. 基幹事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するための基幹的な事業。

口. 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業。

ハ. 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等。ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除く(全体事業費の20/100を目途)。

③単年度交付限度額

単年度交付限度額

= 基幹事業分 + 関連社会資本整備事業分 + 効果促進事業分 (事業費×国費率) (事業費×国費率*) (事業費×国費率*)

※基幹事業の要件を満たす事業は基幹事業と同じ。基幹事業の要件を満たさない事業は国の負担等割合が個別の法令等に規定ある場合は当該割合、規定ない場合は1/2。(道路事業と一体となって実施される効果促進事業は交付要綱附属第Ⅲ編第2章第2参照)

(3) 防災・安全交付金

①防災・安全交付金の概要

・地域におけるインフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活

空間の安全確保の取組を集中的に支援するため、平成24年度補正予算において、「防災・安全交付金」を創設。

- ・地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方公共団体等の 次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整 備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。
 - ✓ 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策 の取組み
 - ※老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津 波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の耐震化等 による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備等
 - ✓地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み
 - ※通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化等
 - ✓効果促進事業の活用による効果的な取組み
 - ※ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練等
 - ※効果促進事業は全体事業費の20%目途(社会資本整備総合交付金と同様)

②防災・安全交付金の特長

- ・防災・減災、安全を実現するメニューに特化
 - ※整備計画に位置付けることができる事業は、地域におけるインフラ再構築(老朽化対策、 事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保に資する事業に特化
- ・防災・安全対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡大 ※天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、 宅地の液状化対策 等
- ・個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対 応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治 体の使い勝手をさらに向上。

(4) 予算額

(国費、単位:百万円)

区 分	25年度(A)	前年度当初(B)	倍率(A/B)	前年度補正
社会資本整備総合交付金	903, 136	1, 439, 530	0.63	246, 528
防災・安全交付金	1, 045, 953	_	皆増	549, 764
計	1, 949, 089	1, 439, 530	1. 35	796, 292

(注)25年度は、地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額(国交省関係分)515,675百万円を含み、前年度当初は、本表のほか、地域自主戦略交付金の前年度予算額(国交省関係分)528,219百万円がある。また、本表のほか、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費がある。

2. 土地区画整理事業に係る予算制度

土地区画整理事業は、道路や広場等の公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、大都市から地方都市、既成市街地から新市街地まで多様な地域で、多様な課題に応じて活用される市街地整備の代表的手法である。

土地区画整理事業に係る予算制度としては、大きく分けて、事業化検討段階における支援制度と事業実施段階における支援制度がある。

(1) 事業化検討段階における支援

①土地区画整理事業調査

土地区画整理事業を円滑に推進するため、事業化を図る各段階で、以下 の調査について補助を行うもの。(補助率1/3)

イ. まちづくり基本調査

区画整理予定地区を含む市街地整備の緊急性が高い地区について、市 街地環境評価、整備課題の整理等を行った上でまちづくりの基本構想を 作成し、基本構想の実現方策を検討する。

口. 区画整理事業調査

基本構想等に基づき区画整理施行地区を設定し、現況測量や区画整理 設計を行い、事業計画の案を作成する。

ハ. 区画整理促進調査

事業に対する理解を深め事業化を促進するため、説明会の開催、意識調査、換地設計の準備、組合設立の準備等を行う。

②社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)

既成市街地の再生・再構築を行う土地区画整理事業を実施するための事業 計画の案の作成に対する支援を行うもの(都市再生事業計画案作成事業)。

地区要件	都市再生土地区画整理事業の地区要件と同様。但し、(2)②イ.の表右欄に*1がある要件は適用しない。また、*2がある要件は予定を含む。
交付対象費用	事業計画案作成費
事業を実施する者	原則として施行予定者(ただし、重要な公共施設の整備が予定される事業に ついては施行予定者に拘わらず地方公共団体が事業主体となることができる)
国 費 率	(重点地区) 1/2、(一般地区) 1/3

(2) 事業実施段階における支援

①社会資本整備総合交付金(道路事業)

土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として、支援を行うものである。

なお、都市再生機構への直接補助等として、従来の個別補助(土地区画整理事業費補助)がある。

イ. 交付対象事業の要件

地方公共団体(地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。)が実施する一般国道、道路法(昭和27年法律第180号)第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第11条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

- 1. 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 2. 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- **口. 施行者**: 地方公共団体、土地区画整理組合、都市再生機構 等

ハ. 国費率:1/2、5. 5/10~9/10

②社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業)

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

なお、都市再生機構への直接補助として、従来の個別補助(都市再生推進 事業費補助)がある。

イ. 地区要件等(都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業)

都市再生土地区 ◇地区要件 画整理事業 〇一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・直前の国勢調査に基づく人口集中地区(DID)に係る地区(重点地区については施 行後直近の国勢調査に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む) ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等法に基づく計画に位 *2 ・施行前の公共用地率15%未満*(幹線道路等を除く。拠点的市街地形成重点地 区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業につい ては、道路幅員6m未満(住宅地においては、4m未満とする)の狭隘道路等につ *1 いても除く。) *地方都市リノベーション事業として実施されるものにあたっては、20%未満 〇重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区

[安全市街地形成重点地区] 以下の①及び②に該当する地区 ① 以下のいずれかの要件を満たす地区 *****2 (イ) 防災再開発促進地区 (密集法) の区域内に存する地区 *2 (1) 以下の全ての要件を満たす地区 a. 地域防災計画(災害対策基本法)に位置付けられた地区 b. 以下のいずれかの区域内の地区 ・三大都市圏の既成市街地等 · 政令指定都市、県庁所在地 ·地震防災対策強化地域、東南海·南海地震防災対策推進地域、日本海溝·千 島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 *1 ② 以下のいずれかの要件を満たす地区 (イ) 防災公園・市街地一体整備事業の区域内の地区 (中) 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上かつ建築物棟数密度に応じた老朽住宅 棟数率の要件を満たす地区 (例えば建築物棟数密度が50以上60未満/ha の場合、老朽住宅等数率5割以上) ただし、面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数を以下 のとおりとする。 ・安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業又は密集市 街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業(面積要件 が1/2まで引下げ)については25棟以上とする。 ・安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業かつ密集市 街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業(面積要件 が1/4まで引下げ)については13棟以上とする。 [拠点的市街地形成重点地区] 以下の①を満たす地区又は②から⑤のいずれかに係る地区 ①次の(イ)(ロ) の全てを満たす地区 (イ) 中心市街地活性化法の認定基準に合致する地区 (中) 中心市街地活性化基本計画の目標の実現に大きく貢献する中核的な地区で あり、都市機能導入施設の整備が行われる地区 ②都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区 ③都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域 ④バリアフリー基本構想区域 ⑤市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点 [歴史的風致維持向上重点地区] 歴史的風致維持向上計画」に基づく事業地区 ◇面積要件 指定容積率(予定を含む)/100 × (施行面積) ≥ 2.0ha |* - 体的土地区画整理事業プログラムにおいて、 後路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、 一体的に整備すべき一団の区域の 1 / 2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む。 *安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、 「指定容積率 (予定を含む) /100 × (施行面積) ≧ 1.0ha」 とする。 *密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業については、面積要件を1/2まで引 *拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業について は、指定容積率(予定を含む)/100 × (施行面積) ≧ 1.0haとする。 *地方都市リノベーション事業として実施されるものにあたっては、指定容積率(予定を含む)/100 × (施行 面積) ≧ 0.5haとする。 被災市街地復興 ◇地区要件 土地区画整理事 次の要件を全て満たす災害に係る市街地 業*1 ・被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域 ・被災地の面積が概ね20ha以上 ・被災戸数が概ね1,000戸以上 ◇面積要件:なし ◇地区要件 緊急防災空地 整備事業 次の要件を全て満たす地区 (イ) 都市計画決定済で減価補償地区となることが確実な地区 (p) 直前の国勢調査に基づくDID内又は隣接する地区で、以下のいずれかに該当する 地区 ・三大都市圏の既成市街地等 ・人口10万人以上の市 ・基本計画(中心市街地活性化法)に定める中心市街地 ・地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震防災対策推進地域・地震予知連の指定地域 ◇面積要件:なし(ただし画地単位)

要件に拘わらず施行することができる(復興枠)。

*2 東日本大震災復興特別区域法第46条に規定する復興整備計画の区域(復興交付金事業計画の区域を除く)においては地区要件に拘わらず施行することができる(復興枠)。この場合、減価補償地区以外も対象とする。

口. 交付対象等(都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業)

	都市再生土地区画整理事業	被災市街地復興 土地区画整理事業	緊急防災空地整備 事業
交付対象 費用	調查設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費 ^{*1} 、浸水対策施設整備費、営繕費、機械器具費	左記に加え被災者用仮設住宅等整備費*²、 津波防災整地費*³、液状化対策推進工事費*³	防災空地の取得に 要する経費
交付金算 定対象費 用	交付金算定対象費用(限度額) = 公共用地の増分の用地費×2/3*4 +公共施設整備費(移転補償費*5を含む) +立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度) +公益施設等*6用地上の従前建築物等の移転補償費 +電線類地下埋設施設整備費 +公開空地整備費 +防災関連施設整備費*1 +浸水対策施設整備費×2/3	左記* ⁷ に加え、津波防 災整地費 ^{*3} 、液状化対 策推進工事費 ^{*3}	予定される減価補 償費の80% ^{**}
事業を実施する者	地方公共団体、土地区画整理組合、個人施行者(3人以上施行者又は公的同意施行者に限る)、区画整理会社、都市給公社、防災街区整備組合(密集法に基づく法人)	地方公共団体	
国 費 率	(重点地区) 1/2、(一般地区) 1/3	1/2	1/2

- *1 地域防災計画に位置付けられたものに限る。
- *2 限度額と別枠で交付。
- *3 津波防災整地費及び液状化対策推進工事費については東日本大震災により被災した地域において、一定の要件を満たした場合のみ対象とする。
- *4 施行後の公共用地率が15%を超える場合のみ対象とし、施行前の公共用地率が15%を下回る場合は、施行前を15%又は 土地所有者の自助努力によりセットバック(幅員4mを確保した状態。ただし過小宅地は除く。)するとして算定した 公共用地率とする。なお、公益施設の整備が図られることが確実な場合は、道路用地について全額算入する。また、一 定の要件を満たす公開空地は公共用地とみなす。
- *5 仮設建築物整備費を含む(公共施設整備に係る移転補償費相当額を限度)。
- *6 一定の住宅、認定基本計画※に位置付けられた商業活性化施設、公益施設(教育文化施設、医療施設等については、認定基本計画※に位置付けられたものに限る)、地方都市リノベーション事業における地方都市リノベーション推進施設・生活拠点施設、立体換地建築物耐火建築物(避難路等沿道耐火建築物、不燃領域率40%を確保するために最低限必要となる耐火建築物)及び歴史的資産を活かしたまちなみ形成に資する建築物等※中心市街地活性化法に基づき認定される基本計画
- *7 公共用地の増分の用地費については、施行前15%みなしをせず、2/3を乗じない。また、商業活性化施設用地上の従前建築物等の移転補償費は算入しない。
- *8 東日本大震災により被災した地域において事業を実施する地区については、予定される土地区画整理事業の公共用地の 増分の用地費の80%を限度とする。

(3)予算額

(単位:百万円)

ы /\	25 年 度(A)		前 年	度(B)	倍率(A/B)	
区 分	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
土地区画整理事業	828	414	1, 368	684	0. 61	0.61
都市再生区画整理事業	252	84	324	108	0. 78	0.78

- (注)本表のほかに、
 - 1. 土地区画整理事業調査がある
 - 2. 平成22年度より、地方公共団体向け補助金は社会資本整備総合交付金に移行

3. 市街地再開発事業等に係る予算制度

(1)市街地再開発事業 社会資本整備総合交付金等により支援 目的

都市再開発法に基づき、老朽木造建築物の密集地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

制度の概要

イ.施行要件

原則として施行区域面積が10,000㎡以上であること 第一種市街地再開発事業については、

- ✔高度利用地区内又は特定地区計画等区域内にあること
- ✔耐火建築物が概ね1/3以下であること
- ✓土地の利用状況が著しく不健全であること
- ✓土地の高度利用を図ることが都市機能更新に資すること

第二種市街地再開発事業については、

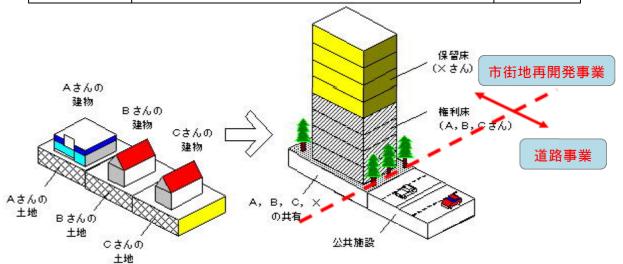
- ✓上記に加え、次のいずれかに該当する区域で面積が0.5ha (防災再開発 促進地区内においては0.2ha)以上のもの
 - ・安全上又は防火上支障がある建築物が7/10以上
 - ・避難広場等の重要な公共施設を緊急に整備する必要があること
 - ・被災市街地復興推進地域にあること

口.施行者

個人、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等 (個人、市街地再開発組合は第一種事業のみ)

八. 交付内容

	内 容	国費率
市街地再開発	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部、	1 / 3
事業	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費 等	
道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用、用地費及び補償	1 / 2等
	費、工事費、測量及び試験費等	



(2)暮らし・にぎわい再生事業 社会資本整備総合交付金等により支援 目的

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

制度の概要

イ. 事業要件

- 1)中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内
- 2)認定基本計画に位置付けられた都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること
- 3)公益施設を含むものであること(都市機能導入施設に限る) 等

口.事業概要

コア事業

- ・都市機能まちなか立地支援(国費率1/3)
- ・空きビル再生支援(国費率1/3)
- ・賑わい空間施設整備(国費率1/3)一定の要件を満たす場合、1/15加算

附帯事業

- 計画コーディネート支援(国費率1/3)
- ・関連空間整備(国費率1/3)

八,事業実施主体

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会、 民間事業者等









(3) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

目的

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した 質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国 が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

制度の概要

イ.対象事業

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、認定集約都市開発事業、地域優良賃貸住宅整備事業、住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、都市再生整備計画事業の交付対象事業、地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業

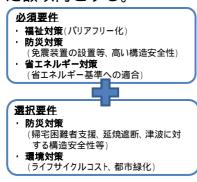
□.事業要件

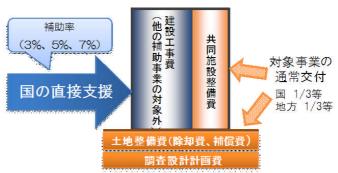
必須要件:福祉対策、防災対策、省エネルギー対策

選択要件:防災対策、環境対策

八. 交付金の額

交付対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る交付対象事業費を除く)に対して、必須要件を充足すれば3%、必須要件及び選択要件の1項目を充足すれば5%、必須要件及び選択要件2項目を充足すれば7%を乗じた額以内とする。





予算額 (百万円)

区分	25 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国費
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	55,188	3,010	59,414	2,873	0.93	1.05

(注)上表の外、地方公共団体向けは社会資本整備総合交付金等により支援

(参考)都市再開発支援事業 社会資本整備総合交付金により支援

目的・地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進する。

交付内容 イ.地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及び街区整備計画 作成費

- 口.街区整備計画に基づく公開空地、市街地再開発事業を核とし一体的に整備 される立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場等の整備に要する費用
- ハ.市街地再開発事業の実施により、用途適正配置の観点から施行区域外に代替整備される住宅等の整備費

国費率 1/3(但し、都市再生機構が行う計画コーディネート業務は1/2)

4. 都市再生整備計画事業

(1)目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを 実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の 質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

(2)制度の概要

都市再生整特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付する制度として、平成16年度に「まちづくり交付金」を創設。

平成22年度より、社会資本整備総合交付金の基幹事業である「都市再生整備計画事業」として位置付けられている。

①都市再生整備計画の作成及び事後評価

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために 実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成し、交付期間終了時、 目標の達成状況等に関する事後評価実施し、その結果を公表。

②交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等が交付対象。

- ア) 道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、 地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- イ)<u>地方都市リノベーション推進施設(医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育文化施設、商業施設)、生活拠点施設(医療施設、商業施</u>設、地域交流センター)※ 【24年度補正制度拡充 4 頁参照】
- ウ) 市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

※地方都市リノベーション推進施設、生活拠点施設

地方都市リノベーション事業を実施する場合についてのみ交付対象となる。なお、地方都市リノベーション事業については、事業の目的や地域要件、提案事業(上記ウの事業)が交付対象外となる等の一定の要件がある。詳しくは社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 II 編イー10-(1)の6.を参照。

③交付期間

概ね3~5年

4)国費率

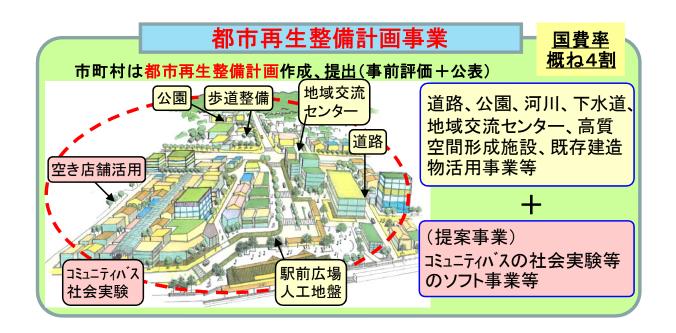
事業費に対して概ね4割※1、※2、※3

- ※1 交付対象事業に占める提案事業の割合により算出され、例えば、通常の地区の場合、提案事業費の割合が28%まで国費率40%となり、提案事業費の割合が28%を超えると、国費率は逓減。
- ※2 地方都市リノベーション事業は国費率1/2。
- ※3 「国として特に推進すべき施策」に関連する一定の要件を満たす地区については、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。なお、「国として特に推進すべき施策」について、平成25年度の制度改正により、中心市街地活性化関連、都市再生緊急整備地域関連及び認定歴史的風致維持向上計画関連に、低炭素まちづくり計画関連を追加。

(従来からの環境モデル都市関連及び都市・地域総合交通戦略関連は廃止)

(3)予算額

平成22年度より、社会資本整備総合交付金へ移行



5. 集約都市開発支援事業

(1)目的

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、低炭素まちづくり計画 (*1) 区域内で実施される認定集約都市開発事業 (*2) 及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援することにより、都市の低炭素化に係る取組を促進する。

- (*1) 市街化区域等において、都市の低炭素化に関する施策を総合的に推進するために市町 村が作成する計画
- (*2) 低炭素まちづくり計画区域内において、
 - ①病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物及びその敷地を整備するもの
 - ②都市機能の集約を図るための拠点形成に資するもの
 - であるとして、市町村長が認定する事業

(2)制度の概要

①集約都市開発支援事業計画

集約都市開発支援事業を実施しようとする地方公共団体は、以下の事項を 記載した集約都市開発支援事業計画を作成する。

- ・集約都市開発支援事業計画の区域
- ・集約都市開発支援事業計画の目標
- 集約都市開発支援事業計画の目標達成に必要な交付対象事業
- 集約都市開発支援事業計画の計画期間
- ・集約都市開発支援事業計画の対象地区名
- 集約都市開発支援事業計画の区域面積
- ・交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- ・交付対象外事業(集約都市開発支援事業計画の目標の達成を図るために 実施される交付対象事業以外の事業等をいう)
- 交付期間
- 集約都市開発支援事業計画の対象地区の整備方針
- 集約都市開発支援事業計画の評価に関する事項

②交付対象事業

集約都市開発支援事業計画に位置づけられた、以下の i) 認定集約都市開発事業及び ii) 関連事業とする。 (認定集約都市開発事業は必須とする。)

i) 認定集約都市開発事業

市街地再開発事業、防災街区整備事業、優良建築物等整備事業、住宅市 街地総合整備事業及び暮らし・にぎわい再生事業の各事業のうち、集約都 市開発事業の認定を受けた事業

ii) 関連事業

認定集約都市開発事業と関連して実施される以下の事業。

- 市街地再開発事業
- 防災街区整備事業
- ・暮らし・にぎわい再生事業
- ・防災・省エネまちづくり緊急 促進事業
- 優良建築物等整備事業
- · 都市 · 地域交通戦略推進事業
- 住宅市街地総合整備事業
- ・都市再生整備計画事業(但 し、右表「○」を付した事業 に限る。)

基幹事業		基幹事業	
道路	0	土地区画整理事業	0
公園	0	市街地再開発事業	0
古都及び緑地保全事業	0	住宅街区整備事業	0
河川	0	バリアフリー環境整備促進事業	
下水道	0	優良建築物等整備事業	0
駐車場有効利用システム	0	住宅市街地総合整備事業	0
地域生活基盤施設	0	街なみ環境整備事業	0
高質空間形成施設	0	公営住宅等整備事業	
高次都市施設	0	住宅地区改良事業等	
地方都市リノベーション推進施設		都心共同住宅供給事業	
生活拠点施設		都市再生住宅等整備事業	
既存建造物活用事業	0	防災街区整備事業	0

③交付対象

地方公共団体

④交付対象要件 • 交付対象費用

上記②の交付対象事業の各事業制度の交付対象要件・交付対象費用による。 認定集約都市開発事業(優建型)及び認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)の交付対象要件について、平成25年度に地域要件等を拡充【6頁参照】

⑤国費率

②の交付対象事業の各事業制度の国費率を適用。

ただし、都市再生整備計画事業の国費率の嵩上げ(45%)は、「認定中心市街地活性化基本計画区域」「低炭素まちづくり計画区域内」で実施されるものに限り適用することができる。

【集約都市開発支援事業のイメージ】



6. 先導的都市環境形成促進事業

二酸化炭素(CO₂)排出量が伸び続ける都市部への対策として、都市政策として包括的な環境対策に取り組むことが急務である。このため、地区・街区レベルの包括的な環境負荷削減対策を推進するため、先導的都市環境形成促進事業を実施。

①先導的都市環境形成促進事業

ア)目的

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、良好な都市環境形成に資する取組を促進する。

イ)制度の概要

i)補助制度(先導的都市環境形成促進事業補助金)

地区・街区レベルでの都市環境対策を支援するため、計画策定、コーディネート、モデル事業、技術開発等を補助する。

※モデル事業のエネルギー分野については、5頁を参照

〈補助対象〉

事業	概要	直接補助	間接補助
計画策定支援	先導的な都市環境対策に係る計 画の策定に対する支援	1 / 2 (地方公共団体)	1
コーディネート支援	関係主体の意向調査・合意形成 や、各種事業の計画・進捗調整 等に対する支援	1 / 2 (地方公共団体、都市再生機構)	1/3 但し、地方公共団体が民間事業者に補 助する経費の1/2が限度
モデル事業支援	先導的な対策としてモデル的に 実施する事業に対する支援 ※1	1 / 2 ※2 (地方公共団体、都市再生機構、 民間事業者※3)	1/3 ※2 但し、地方公共団体が民間事業者に補 助する経費の1/2が限度
先進緑化技術開発支援	民間事業者等が行う先進的な緑 化関連の技術開発に対する支援	1 / 2 (民間事業者等※4)	_

^{※1} エネルギー分野のみ、モデル事業実施の際の調査・評価等及び事業に要する費用を交付するために必要な事務費等に要する経費の補助が可能(補助率:定額、事業主体:民間事業者等)

^{※2} エネルギー、交通分野における民間事業者へのモデル事業費補助の補助基本額は、補助対象事業費の23%

^{※3} みどり分野における民間事業者へのモデル事業費補助は、間接補助のみ(民間事業者への直接補助は対象外)

^{※4} 先進緑化技術開発支援の事業主体である「民間事業者等」とは、民間事業者(研究業務を行っている機関)、大学の研究機関、研究を目的に持つ社団・財団法人及び上記の複数主体により構成される共同研究体

ii) 官民連携による実証事業(都市環境形成促進調査)

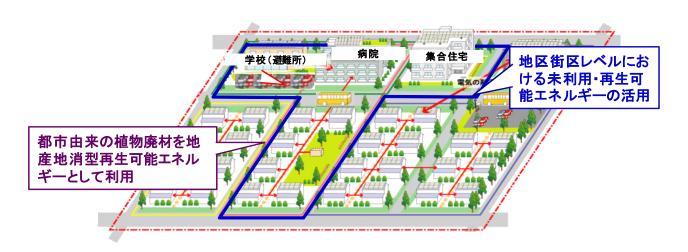
まちづくりにおける低炭素化を実現する仕組みの構築に向けて、先導的な取組みを支援するため、官民連携のもとで、モデル的な調査、実証実験を実施。

○地区・街区における面的エネルギー導入促進手法の検討

市街地整備の構想段階で、エネルギー需要の異なる様々な建物へのエネルギーの面的利用導入を推進し、より効率性の高いまちへと誘導するため、導入効果や事業採算性を簡易に把握するためのガイドライン等を作成

〇地産地消型自然エネルギーの有効活用

公園、街路等から発生する植物廃材を地産地消型再生可能エネルギー として活用するため、金銭的収支や災害時における非常電源利用等の検 討を通じて、当該エネルギーの導入に関するガイドライン等を作成。



ウ)予算額

(単位:百万円)

区公公	25 年	度(A)	前 年	度(B)	倍率	(A/B)
区 分	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
先導的都市環境形成促進事業	2, 570	649	1, 501	773	1.71	0.84

(注)都市計画課、街路交通施設課、公園緑地・景観課、都市政策課所管分を含む

7. 国際競争拠点都市整備事業

(1)目的

大都市の国際競争力の強化を図るため、国際的な経済活動の拠点地域の基盤となる都市拠点インフラの重点的かつ集中的な支援や、当該拠点を核とする大都市圏において物流施設の再整備等を推進することにより、国際的ビジネスの拠点となる地域の形成や、物流の効率化、企業サプライチェーンのグローバル化への対応をはかるとともに、防災機能の向上や都市環境の改善をはかる。

(2)制度の概要

国際競争拠点都市整備事業

大都市の国際競争力の強化を図るため、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備について、引き続き重点的かつ集中的に支援。

①補助対象

:都市の国際競争力強化等の観点から、都市再生特別措置法により、国が指定する特定都市再生緊急整備地域において、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラ(道路、鉄道施設、バスターミナル、鉄道駅周辺施設、市街地再開発事業、土地区画整理事業)

②補助率:1/2、1/3

③補助事業者:地方公共団体、協議会等

国際競争流通業務拠点整備事業 【25年度創設 8頁参照】

大都市圏において、国際競争力強化に貢献し、防災機能の向上や都市環境改善に資する大規模物流拠点の整備・再整備を推進するため、新たな支援メニューを創設。

①補助対象

:特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際物流の結節地域 (都道府県の定める計画区域)において、防災機能の向上や都市環境の改善の観 点から国が認定する大規模物流拠点の整備・再整備プロジェクト(都市再生土地 区画整理事業、共同更新する物流施設の共用部、敷地内の交通広場・通路等)

②補助率:1/2、1/3

③補助事業者:地方公共団体、民間事業者等

(3)予算額

(単位:百万円)

マ 公	25 年	度(A)	前 年	度(B)	倍率	(A/B)
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国際競争拠点都市整備事業	18, 855	8, 324	17, 885	6, 943	1.05	1. 20

8. 都市再生総合整備事業

(1)制度の概要

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に存在する大規模工場跡地等低未利 用地において、都市再生を促すトリガー(引き金)となる地区への都市基盤施設 等の集中的な整備を実施することにより、民間都市開発事業等を促進して都 市拠点の形成を図り、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的 に行われる、次に掲げる事業。

①総合整備型

特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域において、計画策定 や都市基盤施設の整備等、ハード・ソフト事業をパッケージで総合的に支援

②拠点整備型

都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点において、 都市基盤施設の整備を重点的に支援

(2)予算額

平成22年度より、社会資本整備総合交付金へ移行

9. 都市開発事業調査

我が国の経済が持続的に発展していくよう、経済活動の基盤であり、 かつ多くの国民の生活の拠点となっている都市を魅力と国際的競争力を 備えたものに再生することを目的として、都市再生推進のための事業実 施及び事業制度の検討に係る調査等を行う。

また、東日本大震災からの復興のため、既成市街地における公共施設 と宅地との一体的な液状化対策事業の推進として、より安全かつ低コス トで行える工法等について調査を行う。

〇予算額

(単位:百万円)

区 分	25 年 度(A)	前 年 度(B)	倍率(A/B)
都市開発事業調査等 [国費]	419	419	1.00

(注) 1. まちづくり推進課所管分を含む。 2. 本表のほか、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費(25年度32百万円)がある。

10. 集約都市形成支援事業

(1)目的

人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、 拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療 ・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の集約地域※ への移転に際し、旧建物の除却処分費や跡地の緑地化費用等へ助成を行 うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に 寄与することを目的とする。

※ 都市の低炭素化の促進に関する法律第7条第1項の規定により市町村が作成する 低炭素まちづくり計画(以下、単に「低炭素まちづくり計画」という。)に、同条第2項第2号イに規定する、都市機能の集約を図るための拠点となる地域と して位置づけられた地域をいう。

(2)概要

/ 1以女		
補助対象事業	事業内容	補助率
①低炭素まちづく	低炭素まちづくり計画(都市機能の集約の取組に関	1/2(直接)
り計画策定支援	する内容を含む)の策定を行う事業	
②コーディネート	専門家の派遣等を通じ、低炭素まちづくり計画の策	1/2(直接)
支援	定に向けた合意形成、コア施設の移転に係る関係者の	1/3(間接)
	合意形成及び地域住民等の集約地域内への自発的な移	
	転に関する理解促進や合意形成を図るために必要な検	
	討調査等を行う事業	
③コア施設の移転	集約地域外に立地するコア施設を、集約地域内への	1/2(直接)
促進	移転を促進するため、集約地域内に移転後、当該施設	1/3(間接)
	の除却処分や従前用地の緑地等整備を行うとともに、	
	従前用地における商業地や住宅地等の都市的土地利用	
	を次のi又はiiに掲げる方法等により制限することに	
	より、都市的土地利用の再開を防ぐ事業	
	i)地方公共団体が制定する条例	
	ii) 地方公共団体と従前用地の所有者との協定(従前	
	用地を第三者に譲渡又は交換した場合であって	
	も、当該第三者にその効力が及ぶものに限る。)	
④緑地管理のため	集約地域内へのコア施設移転後、集約地域外に立地	1/2(直接)
の専門家派遣及び	する従前用地の緑地等としての適正管理を促すため、	1/3(間接)
活動等支援	専門家派遣及び活動等を行う事業	

- ・表中「コア施設」とは、医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育文化施設、商業施設をいう。 ・③の事業は、集約地域内に移転後、延べ面積1,000㎡以上となるコア施設が支援対象。ただし、商業施設については、延べ面積1,000㎡以上である商業施設以外のコア施設と一体的に立地する場合に限り支援対象。 ・③、④の事業について、その他補助要件あり。

(3)予算額

(百万円)

区分	25 年	度(A)	前 年	度(B)	倍 率	A(A/B)
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
集約都市形成支援事業	1, 114	500	_	_	_	

(注)都市計画課、街路交通施設課、公園緑地・景観課所管分を含む。

11. 民間まちづくり活動促進事業

(1)制度の概要

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対して、国が補助を行う。

○民間主導のまちづくり活動に対する支援の強化

- ・民間主導によるまちの賑わいや快適な都市空間を創出するため、法定のまちづく り計画や協定案の作成に対する民間への直接補助制度を創設
- ・民間の創意工夫を活かした施設整備等を推進するため、都市再生整備推進法人による協定に基づく施設整備等(実証事業)に対する直接補助制度を創設
- ◆民間のまちづくり活動に対する支援の全体像

- まちづくり計画等の策定・コーディネート-

法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネート

- ・都市再生整備計画の提案素案
- 都市利便増進協定、歩行者経路協 定の案
- これらに関連するコーディネート

【直接補助】都市再生整備推進法人 土地所有者等

補助率:1/2以内※

※地方公共団体負担は必須要件ではない(任意)
※重点密集市街地は定額

任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の作 成及びコーディネート

- ・地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・まちづくり組織の立ち上げ、まち づくりに係る多様な主体への意識 啓発活動等のまちづくり活動

【直接補助】法定の協議会

補助率:1/2以内(かつ、地方公 共団体負担額以内)

【間接補助】民間事業者等

補助率:1/3以内(かつ、地方公

共団体負担額以内)



▶協定制度に基づく、民間による まちの賑わい、交流の場の創出



▶民間の担い手による公共空間の 整備・管理の高質化

社会実験·実証事業等

都市利便増進協定又は歩行者経路協 定に基づく施設の整備・活用

- ・広場の整備、通路の舗装の高質化、 街灯や街路樹の整備、駐輪場の整 (佐筆
- ・広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェの実施等

【直接補助】都市再生整備推進法人 補助率:1/2以内(かつ、地方公 共団体負担額以内) まちの賑わい・交流の場の創出や都 市施設の活用等に資する社会実験等

- ・オープンカフェ、イルミネーション等の地域のプロモートイベント・街並みの魅力向上のための広告物
- の集約化、デザイン統一 ・空き地・空き店舗等の活用
- ・コミュニティバス、レンタサイク ル事業 等

【直接補助】法定の協議会 補助率:1/2以内(かつ、地方公 共団体負担額以内)

【間接補助】民間事業者等 補助率:1/3以内(かつ、地方公 共団体負担額以内)

太枠内は新規事項

自立的な事業展開

(2)予算額

(単位:百万円)

12,	\ \	25 年	度(A)	前 年	度(B	3)	倍率	(A/B)	
<u>X</u>	分	事業費	玉	費	事業費	玉	費	事業費	国	費
民間まちづく	り活動促進事業	360		160	367		167	0.98	0.9	96

(注) まちづくり推進課、都市計画課及び公園緑地・景観課の所管分を含む。

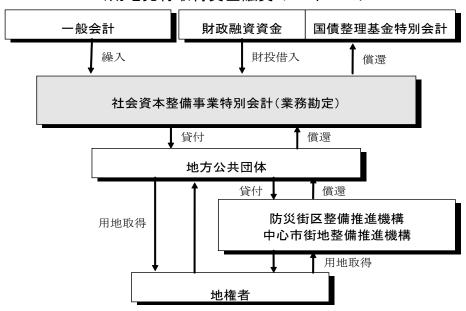
12. 都市開発資金貸付金

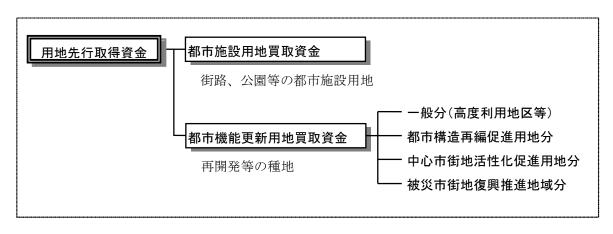
(1) 用地先行取得資金融資

①制度の概要

都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体に対し、道路・公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等を先行取得するために必要な資金について有利子貸付を行う。

<用地先行取得資金融資のスキーム>





②予算額

(単位:百万円)

Γ /\	25 年	度(A)	前 年	度(B)	倍率	(A/B)
区 分	事業費	国費	事業費	国 費	事業費	国 費
用地先行取得資金融資	1, 485	0	1, 734	0	0.86	_

(注)上表において「国費」とは、一般会計からの繰入額である。

(2) 土地区画整理事業資金融資

①制度の概要

組合等の金利負担の軽減や保留地処分の促進を図ることにより、土地区画整理事業を推進するため、宅地の供給や都市の再生に資する土地区画整理事業を施行する組合等の事業に要する費用及び施行者から保留地を取得して運営する一定の法人(保留地管理法人)等の保留地取得に要する費用の一部について、無利子貸付けを行う。

<土地区画整理事業資金融資のスキーム>

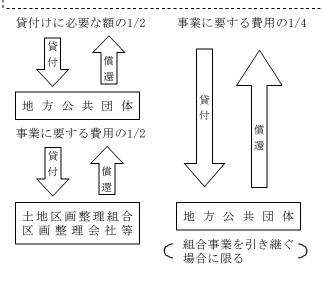
社会資本整備事業特別会計業務勘定

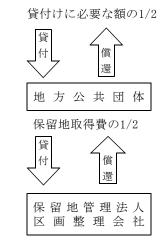
事業資金貸付金

- ・保留地処分までの「つなぎ資金」の確保
- ・金利負担の軽減

保留地取得資金貸付金

- ・公募で売却できない保留地の早期売却
- ・事業費確保の早期化による事業の早期完了





②予算額

(単位:百万円)

	25 年	度(A))	前 年	度(B)	倍率	(A/B)
	事業費	国	費	事業費	玉	費	事業費	国 費
土地区画整理事業資金融資	4,724		0	8, 998		0	0.53	_

(注)上表において、「事業費」とは地方公共団体から組合等への貸付額(このうち2分の1を 国から地方公共団体に貸付け)であり、「国費」とは一般会計からの繰入額である。

(3) 市街地再開発事業等資金融資

1制度の概要

市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社、保留床管理法人に対し地方公共団体が無利子貸付を行う場合にその資金の一部について国が無利子資金を貸付けることにより、民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に市街地再開発事業を推進する。

<市街地再開発事業等資金融資のスキーム>

社会資本整備事業特別会計業務勘定

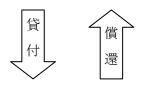
事業資金貸付金

- ・保留床処分までの「つなぎ資金」の確保
- ・金利負担の軽減

保留床取得資金貸付金

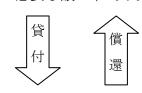
- ・公募で売却できない保留床の早期売却
- 事業費確保の早期化による事業の早期完了

貸付に必要な額の1/2以内



地方公共団体

貸付に必要な額の1/2以内



地方公共団体

事業に要する費用の1/2以内



市街地再開発組合· 個人施行者·再開発会社

保留床取得に要する費用の1/3以内



保留床管理法人

②予算額

F //	25 年	度(A)	前 年	度(B)	倍率	(A/B)
丛 分	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事業費	国 費
市街地再開発事業等資金融資	4,580	0	10, 330	0	0.44	_

(注)上表の事業費・国費は都市局所管分であり、「事業費」とは地方公共団体から組合等への貸付額(このうち2分の1を国から地方公共団体に貸付け)であり、「国費」とは一般会計からの繰入額である。

13. 地方債

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって財源としなければならない(地方財政法第5条本文)が、臨時突発的に多額の経費負担を余儀なくされる場合や建設事業のように将来の住民にも経費を分担させた方が公平である場合には、地方債を財源とすることができるとされており、国庫補助金等と相まって、地方公共団体が行う事業の円滑な推進に寄与している。

なお、平成23年度より、補助事業等に係る各種事業債については、 地方公共団体の事業選択に対する中立性の確保等を踏まえ、公共事業 等債(充当率90%)に一本化されるなどの簡素化が図られている。 市街地整備課関係事業における地方債の適債状況の概要(平成24

〇地方債の適債状況の概要 (平成24年度)

年度) は以下のとおり。

	区分	分	対象事業等	充当率
_	公共事業等債		○道路事業(社会資本整備事業特別会計(道路整	90%
般			備勘定)において実施していた土地区画整理事	
会			業・市街地再開発事業等)	
計			○都市再生区画整理事業(都市再生土地区画整理	
債			事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急	
			防災空地整備事業)	
			○市街地再開発事業等(組合等施行事業に限る)	
			○都市再生整備計画事業(市町村(政令指定都市	
			を含む)施行事業に限る。また、下水道整備及	
			び公営住宅整備に係るものを除く。)	
			○国際競争拠点都市整備事業	
	教育·福祉施	一般補助施設整	○都市開発資金(市街地再開発事業等資金融資、	75%
	設等整備事業	備等事業	土地区画整理事業資金融資)	
	債	(その他事業)	・組合等に対する事業資金貸付事業に係る地	
			方公共団体負担分	
			・組合事業を引き継ぐ地方公共団体に対する	
			地方公共団体負担分(土地区画整理事業資金	
			融資に限る。)	
	一般単独事業	地方道路等整備	○地方単独事業として行う道路、農道及び林道の	90%
	債	事業	整備事業(地方特定道路整備計画に基づき実施	
			する事業を含む)	
公	地域開発事業債	Ţ.	○土地区画整理事業	100%
営			・宅地造成事業(宅地造成を目的とし、保留	
企			地処分金が相当部分を占める事業が対象。)	
業			・宅地規模適正化事業(宅地規模適正化のた	
債			めの土地の先行取得事業が対象。)	

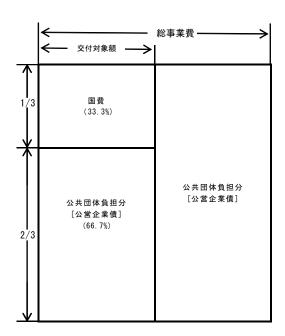
		市街地宅地利用促進事業(公益的施設及び	
		特定業務施設用地の確保のための用地の先	
		行取得事業が対象)	
		○市街地再開発事業(地方公共団体施行の市街地	
		再開発事業等における建築物及び建築敷地の	
		整備費等)	
国の予算等貸付金債(枠外債)		○都市開発資金(用地先行取得資金融資)	国が必要額 を貸付
		○都市開発資金(市街地再開発事業等資金融資、	国が必要額
		土地区画整理事業資金融資)	の 1/2 又は 1/4(十地区
			画整理事業
			に限る)以内
			を貸付

- (注) 1.公共事業等債の起債充当率は90%(本来分50%、財対分40%)、うち交付税措置は20%(財対分の1/2)である。
 - 2.公共事業等債において、社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものについては、平成21年度の地方道路等整備事業の充当率とすることも可能。
 - 3. 都市再生整備計画事業について、
 - ①下水道整備に係るものは下水道事業債を、公営住宅整備に係るものは公営住宅建設事業債を、それぞれ充当する。
 - ②ソフト事業及び間接交付事業(土地区画整理事業及び市街地再開発事業を除く)については、地方債の起債対象とならない。
 - 4. 市街地再開発事業等とは、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業をいう。

〇市街地再開発事業における財源内訳の例

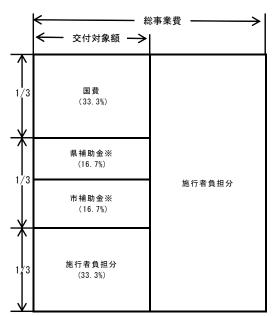
①公共団体施行の場合

※公営企業債(地域開発事業): 充当率100% ※国費率 1/3の場合



②組合等施行の場合

※一般会計債(公共事業等):充当率90% ※県と市の組合等への補助割合が同じ場合 ※国費率 1/3の場合



※適債経費に限る

14. 税制上の特例

(1) 平成25年度税制改正

【新規・拡充】

- ○認定集約都市開発事業に係る買換特例等(居住用資産:100%繰延べ 等) (所得税、法人税等)の創設
- 〇都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控 除等を受けられる事業の拡充(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)※
- 〇低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅 である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適 用
- ※ 上記のほか、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業に係る収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を新規に措置

【延長】

- 〇市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長(ただし、施行区域面積 5,000 m以上のものに限定)
- 〇市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置 の延長(固定資産税)

【見直し】

〇同意保留地に係る譲渡所得の 1,500 万円特別控除制度等の見直し

(2) 土地区画整理事業関係税制の概要

フロー	内 容		
用地の先行取得	・個人、組合及び会社施行土地区画整理事業において、一定の宅地造成 を行 う個人又は法人に対し土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減 (1,500 万円控除)(区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。)(租 特§34の2②三、65の4①三)		
都市計画の決定	・公共団体等施行土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減(2,000万円控除)(租特§34②一、65の3①一) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減(区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。)(租特§31の2②十二・十五、62の3④十二・十五)		
事業計画の決定	・ 事業施行のため必要な登記に係る登録免許税の非課税(登法§5六) ・ 減価補償金を交付すべきこととなる場合において公共施設充当用地として土 地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減(代替資産取得の特例又は5,000 万円控除)(租特§33①三の五、33の4、64①三の五、64の2、65③、65 の2①) ・ 一定の期間内に土地区画整理事業により特定市街化区域農地の計画的宅地化		
	を図る場合の固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等(地附 § 29 の 5 ①・③) ・ 個人施行者又は施行者との契約に基づきその施行者に代わって土地区画整理事業を実施する優良宅地造成事業者が施行地区内に有する 1,000 ㎡以上の一定の棚卸資産に係る地価税の軽減(地価税 5 分の 1 特例)(租特 § 71 の 7 ① 二)→(当分の間、凍結) ・ 再開発法、大都市法、拠点都市法による促進区域内の土地の買取りの対価に係る譲渡所得課税の軽減(1,500 万円控除)(租特 § 34 の 2 ②二十、65 の 4 ①二十)		
仮換地の指定、使用収益の停止	 ・仮換地指定後3年以内に住宅用地として譲渡した場合で、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減(租特§31の2②十七、62の3④十七) ・仮換地及び保留地予定地に係る固定資産税及び特別土地保有税の課税対象者の特例(地方§343⑥、585⑤)→(特別土地保有税については当分の間、凍結) ・仮換地、保留地予定地又は参加組合員取得予定地を取得した場合の不動産取得税のみなし取得の特例(地方§73の2⑩・⑪) ・仮換地の指定があった場合の地価税の課税価格の計算の特例(地価§20)→(当分の間、凍結) ・使用収益が停止されている土地に係る特別土地保有税の非課税 (地方§587の2)→(当分の間、凍結) ・建築物等の移転補償費における総収入金額不算入(換地不交付に伴う移転補償金については、区画整理会社の株主等を除く)(所得§44) 		

・ 建築物等の除却(対価)補償費についての譲渡所得課税の軽減(代替資産取 建築物等の移転 得の特例又は5,000 万円控除)(換地不交付により転出する区画 整理会社の 又は除去 株主等を除く)(租特§33③二、33の4、64②二、64の2、65③、65の2) ・換地処分による従前地の譲渡についての譲渡所得に係る所得税等の課税の特 例(租特§33の3①、33の6、65①三) ・ 換地処分による従前地の譲渡についての事業所得等に係る所得税等の課税の 特例(租特 § 28 の 4 ③ 三、63 ③ 三) ・ 換地処分による換地の取得及び施行者の保留地(大都市法、拠点都市法、中 換地処分 心市街地活性化法、バリアフリー法)の取得に対する不動産取得税、特別土 地保有税(取得分)の非課税(参加組合員が取得する宅地に係るものを除く) (地方 § 73 の 6 ③、587) → (特別土地保有税については当分の間、凍結) ・ 従前地が非適用土地であった場合における換地及び保留地に係る特別土地保 有税(保有分)の非課税(地方§587) → (当分の間、凍結) • 利便施設等の用に供する土地を施行者から取得した場合の特別土地保有税の 非課税(地方§586②) → (当分の間、凍結) ・ 換地又は保留地に係る固定資産税の課税対象者の特例(地方 § 343⑥) ・ 換地処分に伴う登記に係る登録免許税の非課税 (同意施行者が取得する保留 換地処分に伴う 地、参加組合員が取得する宅地及び保留地の処分に係るものを除く)(登法§ 登記 5六) ・ 事業の施行に伴う地番変更の登記に係る登録免許税の非課税(登法 § 5 五) ・清算金及び減価補償金に係る譲渡所得課税の軽減(代替資産取得の特例又は 清算金の徴収交 5,000 万円控除) (換地不交付の場合の清算金については、区画整理会社の株 付、減価補償金 主等を除く)(租特§33①三、33の4、64①三、64の2、65③、65の2) の交付 ・ 組合、会社又は公共団体等施行の土地区画整理事業で、既存不適格建築物等 の存する一定の宅地について土地区画整理法 § 90 により換地不交付とされた 場合の清算金に係る譲渡所得課税の軽減(換地不交付の場合の清算金につい ては区画整理会社の株主等を除く)(1,500万円控除)(租特§34の2②二十 -, 65 \emptyset 4 (1) = + -) 宅地の分譲 ・ 過小宅地として換地不交付とされた場合に取得する代替不動産に係る不動産 取得税の課税標準の特例(地方 § 73の148) ・ 換地処分に伴い特別勘定を設けた場合の特例(租特 § 653)、64 の 2) ・優良宅地の分譲についての事業所得等に係る所得税等の特例 (租特 § 28 の 4③五・七、63③五・七)

・ 宅地開発税の免除(地方§703の3③)

(3) 市街地再開発事業関係税制の概要

地区外転出

①所得税、法人税

- ・代替資産取得の特例(代替資産の範囲内で譲渡がなかったものとみなす。)又は5000万円特別控除(第一種事業の場合は、やむを得ない事情による転出又は過小床不交付等の場合に限る。)
- ・2000 万円特別控除(第一種のみ)
- ・1500 万円特別控除(第一種のみ)
- ・軽減税率の特例

②不動産取得税

代替資産について従前資産額相当分控除 (第一種事業の場合は、やむを得ない事 情による転出又は過小床不交付の場合 に限る。)

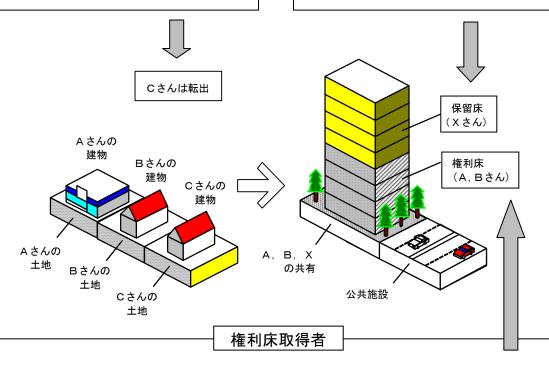
保留床取得者

①所得税、法人税

- ・既成市街地及びこれに類する区域内の 資産を譲渡して施設建築物及びその敷 地を取得した場合の事業用資産の買換 特例(繰延割合80%。再開発会社が取 得する保留床については適用なし。)
- ・割増償却の特例(5年間10%割増。施 行地区面積5,000㎡以上かつ4階以上 の施設建築物に限定。住宅の用に供す る部分については適用なし。)

②固定資産税

高度利用地区適合建築物に対する不均一 課税



①所得税、法人税

従前資産の譲渡がなかったものとみなす 清算金等について代替資産取得の特例又は5000万円特別控除

②登録免許税

事業の施行のため必要な登記について非課税

③不動産取得税

課税標準の算定において従前資産の価額割合相当分控除

4)固定資産税

- ・床面積が50 ㎡以上(借家の用に供するものにあっては40 ㎡以上)280 ㎡以下である権利床のうち従前権利者居住用は2/3を、従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋は1/4(第二種市街地再開発事業については1/3)を新築後5年間減額
- ・高度利用地区適合建築物に対する不均一課税